

市民の皆様へ

家庭から排出される灰の排出方法等について（お知らせ）

平成23年4月1日から、家庭から排出される灰を別に処理するため、下記の点に留意され、地域のごみステーションへ排出していただきますようお願いいたします。

① 灰の排出方法について

○灰を排出する場合には、**透明または半透明の袋**で排出をお願いします。
 ※ 色の付いた肥料袋や黒い袋などは中身が見えないため使用しないでください。



（透明な袋）



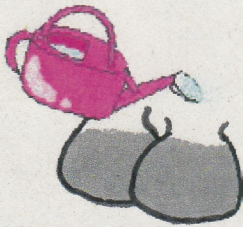
（色のついた肥料袋）



（黒い袋）

※中身が見えない袋は収集できません

○運搬時の**飛散防止のため必ず水打ち**をしてください。



○灰とわかるように**ステーションの一面にまとめて置いてください**。



○**その他の燃やせないごみと同じ袋に入れないで**ください。



② 灰の収集について

燃やせないごみの日に収集しますが、処理方法が異なるため他の燃やせないごみとは別に収集します。そのため、**ごみステーションに一時的に灰だけ残りますが、取り忘れてではありません**ので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

山口市環境部 資源循環推進課 又は 清掃事務所
 TEL 083-941-2173 TEL 083-927-1770

家庭ごみの野外焼却禁止について（お願い）

家庭ごみは野外で焼却せずに市の収集日に出すか、市のごみ処理施設へ直接持ち込んでください。

※ ごみの野外焼却（野焼き）は「廃棄物処理法」により、いくつかの例外を除いて禁止されています。違反すると5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金、またはその両方に処せられることがあります。

（例外）

公益上若しくは社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であること

- 風俗慣習上又は宗教上のためのもの
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないもの
- 災害の予防や応急対策のためのもの
- たき火などの軽微なもの



例外についても近隣や周辺へ影響を与えないよう配慮が必要です。苦情等があれば指導の対象となります。

環境衛生課 衛生調整担当 TEL 083-941-2176
 南部衛生担当 TEL 083-973-8136